

中百舌鳥駅周辺エリアデザインガイド作成支援業務

仕様書

1. 適用

本仕様書は、NAKAMOZU イノベーションコア創出コンソーシアムが実施する「中百舌鳥駅周辺エリアデザインガイド作成支援業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

2. 目的

令和6（2024）年5月に「中百舌鳥駅周辺活性化基本方針」が堺市により策定され、その中において、中百舌鳥エリアの取組の方針として「エリアの一体性の形成」が示されている。また、主な施策として「駅前広場や道路空間等の公共空間と民間空地のデザインに統一感を持たせる等、良好な通り景観を形成」や「拠点整備における統一感のある空間形成により、エリアの一体性を創出」が示されている。

この方針を踏まえ、今後、駅前北側広場や北部エリアでの開発が見込まれることから、エリア間での空間デザインの統一を図るため、エリアデザインガイド（案）の作成を行う。

3. 履行場所

堺市内

ただし、本業務の対象区域は、別図に示す範囲とする。

4. 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和8年3月6日までとする。

5. 提出書類

受注者は、業務開始に先立ち、業務の取組方針やスケジュールの検討等、業務の全体計画を立案し、契約締結後速やかに次の書類を発注者に提出しなければならない。

- （1）業務実施計画書（取組方針、作業工程、スケジュール等）
- （2）業務責任者届
- （3）着手届

6. 貸与資料

本業務の実施にあたり、発注者は受注者に次の資料等を貸与する。なお、貸与された資料は、本業務以外の目的で利用及び公表してはならない。また、受注者の責任において取り扱い及び保管を行うものとし、業務完了後速やかに発注者に返却するものとする。また、貸与した資料について破損紛失等重大な過失を生じた場合は、受注者がその責任を負うものとする。

- （1）中百舌鳥駅周辺エリアデザインガイドのたたき台
- （2）エリアデザインに関するアンケート調査結果
- （3）過年度委託業務成果品

(4) その他受注者の申し出により、発注者が必要と認める資料

7. 工程管理

受注者は、発注者との連絡を密にし、発注者の指定する者の指示に従うこととし、受注者は、工程表に基づき適正な工程管理を行い、適宜、業務の進捗状況を発注者へ報告すること。また、受注者は、発注者に打合せ議事録を提出しなければならない。

8. 業務内容

(1) エリアデザインガイド（案）の作成

発注者が作成したエリアデザインガイドのたたき台をベースに、エリアデザインガイド（案）の作成を行う。

a) 現状、課題の整理

今年度発注者が実施したエリアデザインに関するアンケート結果や過年度業務の成果を踏まえ、中百舌鳥エリアの現状、課題の整理を行う。

b) デザインコンセプトの検討

中百舌鳥エリアの特徴を踏まえ、中百舌鳥駅周辺にふさわしい空間利用に関するデザインコンセプトを検討する。

c) コンセプトを実現するための方向性の検討

コンセプトの実現に向け、想定建物の連続性や通路空間、広場空間の使い方など対象エリア全体の連続性を意識した、地域のブランド力向上に向けた方向性を検討する。

また、検討した各方向性について、デザインの視点を整理するとともに、他都市の事例を用いた取組例を示すこと。

d) エリアデザインガイド（案）のとりまとめ

a) ～c) における検討結果を踏まえ、エリアデザインガイド（案）及びその概要版を作成する。
なお、エリアデザインガイド（案）は 10 ページ程度、概要版は A3 サイズ 1 枚程度を想定している。

(2) 報告書の作成

本業務の検討結果をとりまとめ、報告書を作成する。

(3) 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間時 2 回、成果品納品時とする。また、業務を適切に遂行する上で、発注者又は受注者が必要と判断した場合は、随時打合せ協議を行うものとし、それらの協議内容は打合せ会議録として発注者へ提出しなければならない。

9. 成果品

受注者は、業務が完了したときは、次の成果品を遅滞なく提出し、発注者の検査を受けなければならない。提出部数は下記のとおりとし、成果品の体裁等は発注者と協議の上、決定するものとする。

なお、成果品については、その著作権を含めて発注者に帰属するものとし、受注者は成果品を発注

者の許可なく他に利用もしくは公表もしくは貸与してはならない。

- (1) 報告書 2 部
- (2) その他必要な書類 1 式
- (3) 上記に関する電子データ 1 式 (CD-R 等)

10 . 暴力団等の排除について

(1) 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- ①受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- ②これらの事実が確認された場合、発注者は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

(2) 再委託契約等の締結について

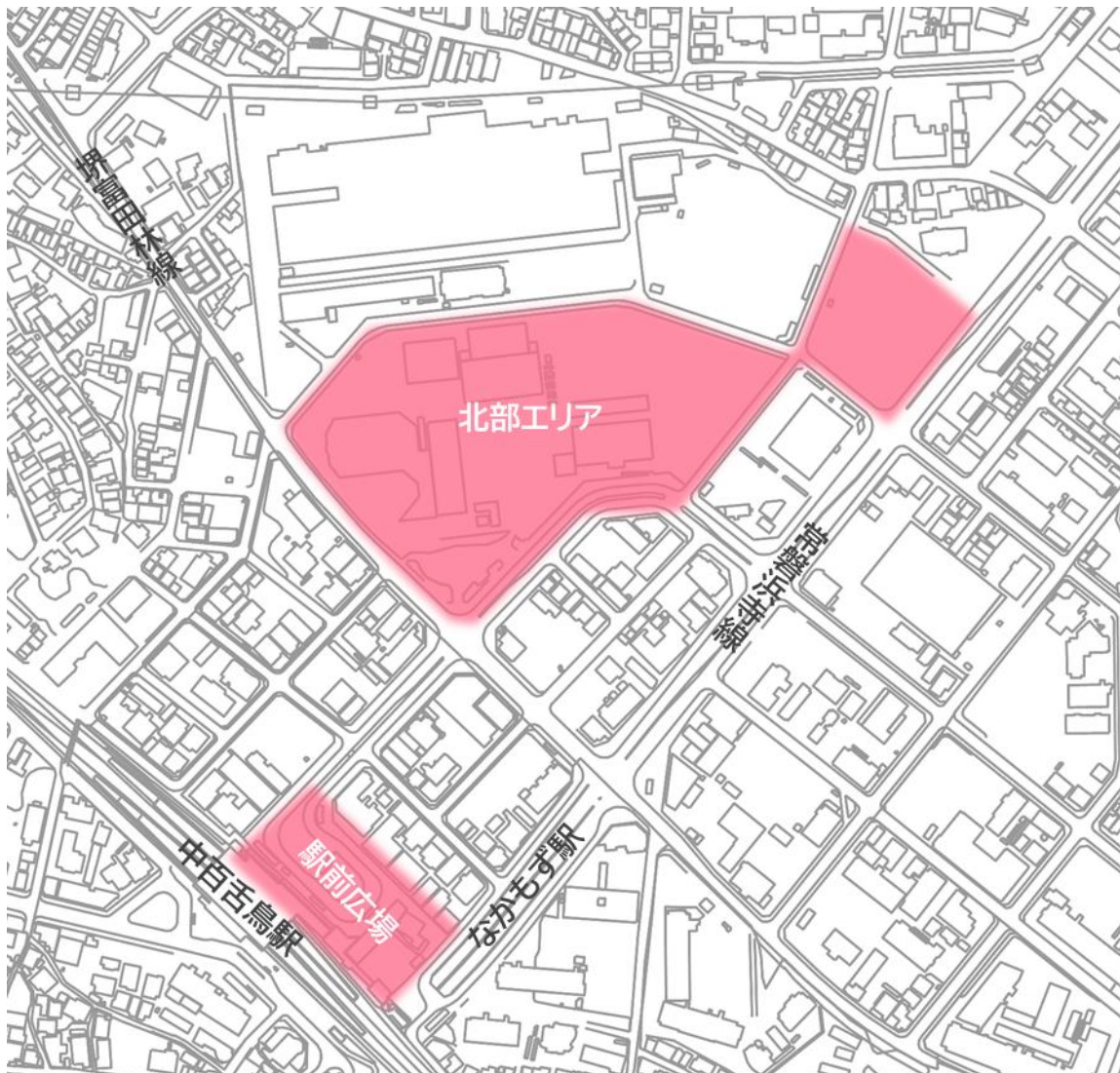
受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には発注者の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

(3) 誓約書の提出について

- ①受注者は、堺市暴力団排除条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は発注者の外郭団体である場合はこの限りでない。
- ②受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、発注者へ提出しなければならない。
- ③受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

(4) 不当介入に対する措置

- ①受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに発注者に報告し、警察に届け出なければならない。
- ②受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに発注者に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- ③発注者は、受注者が発注者に対し、①及び②に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- ④発注者は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が①に定める報告及び届け出又は②に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。



※対象範囲は赤色で着色した範囲。